

産業廃棄物収集運搬業許可証

山形県酒田市新井田町15番6号
株式会社ミウラ工業
代表取締役 三浦藤夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子



許可の年月日 令和 5年 8月 1日

許可の有効年月日 令和 10年 7月 31日

1 事業の範囲

種類	取扱	特記事項	種類	取扱	特記事項
燃え殻	○		金属くず	○	
汚泥	◎		ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○	
廃油	×		鉱さい	○	
廃酸	×		がれき類	○	
廃アルカリ	×		動物のふん尿	×	
廃プラスチック類	◎		動物の死体	×	
紙くず	○		ばいじん	○	
木くず	◎		政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	×	
織維くず	○		自動車等破碎物	×	
動植物性残さ	×		石綿含有産業廃棄物	○	
動物系固形不要物	×		水銀使用製品産業廃棄物	◎	
ゴムくず	○		水銀含有ばいじん等	×	

これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

廃乾電池（汚泥・金属くず）の積替え保管は水銀使用製品産業廃棄物を含む。

廃蛍光管（金属くず・ガラスくず等・廃プラスチック類）の積替え保管は水銀使用製品産業廃棄物に限る。

〔備考〕 表中の「○」は取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（別表のとおり）

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

昭和63年 8月 1日	許可	平成30年 8月 7日	許可の更新
平成 5年 8月 1日	許可の更新	平成31年 2月 27日	事業範囲の変更許可
平成10年 8月 1日	許可の更新	令和 5年 8月 1日	許可の更新
平成15年 7月 7日	事業範囲の変更許可		
平成15年 8月 1日	許可の更新		
平成20年 8月 1日	許可の更新		
平成25年 8月 1日	許可の更新		
平成29年 3月 8日	事業範囲の変更許可		

5 積替え許可の有無 有 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 第00615007323号

(別表) 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ。

1	所在 地	山形県酒田市砂越字大野下川原33-5
	種 類	木くず
	面 積 (m ²)	132.496
	保管上限 (m ³)	70.7
	積上高さ (m)	1.5(屋内)
2	所在 地	山形県酒田市砂越字下川原155-4
	種 類	廃乾電池（汚泥・金属くず）水銀使用製品産業廃棄物を含む。
	面 積 (m ²)	2.76
	保管上限 (m ³)	0.2
	積上高さ (m)	0.9(屋内)
3	所在 地	山形県酒田市砂越字下川原155-4
	種 類	廃蛍光管（金属くず・ガラスくず等・廃プラスチック類）水銀使用製品産業廃棄物に限る。
	面 積 (m ²)	7.58
	保管上限 (m ³)	0.4
	積上高さ (m)	0.9(屋内)
	所在 地	以下余白
	種 類	
	面 積 (m ²)	
	保管上限 (m ³)	
	積上高さ (m)	
	所在 地	以下余白
	種 類	
	面 積 (m ²)	
	保管上限 (m ³)	
	積上高さ (m)	
	所在 地	以下余白
	種 類	
	面 積 (m ²)	
	保管上限 (m ³)	
	積上高さ (m)	
	所在 地	以下余白
	種 類	
	面 積 (m ²)	
	保管上限 (m ³)	
	積上高さ (m)	
	所在 地	以下余白
	種 類	
	面 積 (m ²)	
	保管上限 (m ³)	
	積上高さ (m)	
	所在 地	以下余白
	種 類	
	面 積 (m ²)	
	保管上限 (m ³)	
	積上高さ (m)	